

議案第140号

消費税相当額の過払いに係る和解について

次のとおり所沢市第1層生活支援コーディネーター業務委託契約における消費税相当額の過払いに関し和解をするため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 相 手 方 社会福祉法人所沢市社会福祉協議会

2 事件の概要

平成27年度から令和5年度までの間、所沢市と相手方が締結した所沢市第1層生活支援コーディネーター業務委託契約において、当該事業に係る消費税は非課税であったにもかかわらず、消費税相当額を含めて委託料を支払っていたことが判明したため、所沢市が過払いした当該消費税相当額について、返還を求めるものである。

このことについて、相手方と協議した結果、返還金額の一部を免除し、和解をするものである。

3 和 解 条 項 別紙のとおり

令和7年12月 1日提出

所沢市長 小野塚 勝 俊

和解条項

- 1 相手方は、所沢市に対し、本件における消費税相当額に係る過払いにより、
651万6,555円の返還義務があることを認め、返還義務額のうち371
万4,135円を所沢市が指定する方法により、指定する期日までに支払う。
この場合において、当該支払に生じた手数料は、相手方が負担する。
- 2 相手方が前項の支払を遅滞なく履行したときは、所沢市は、相手方に対し、
前項の返還義務額から支払額を差し引いた280万2,420円について返還
義務を免除する。
- 3 相手方が第1項の支払を遅滞したときは、相手方は、所沢市に対し、第1項
の返還義務額651万6,555円を支払うものとする。ただし、返還時期に
ついては、所沢市と協議の上決定する。
- 4 所沢市及び相手方は、本件に関し、所沢市及び相手方との間には、本和解条
項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。